每週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円 (郵送料を含む。)

第二千八百六十五号 \exists

平成三十一年 三月四日

月

曜

Щ 梨 県 公 報 第二千八百六十五号 平成三十一年三月四日

○山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正…………………七四

.....七四

七三

……七五

告

示

目

次

○第四十三期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について…………………七五

告 示

山梨県告示第四十五号

定し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで適用する。 より、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指 山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第四項の規定に

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

四		=	-		_	運
敷島団地〜昭和バイパス〜山		ポーツ公園敷島団地~伊勢町~小瀬ス		伊勢町~中央病院~竜王駅	甲府駅~野牛島~御勅使	運行系統名
敷島団地		敷島団地	1	伊勢町	甲府駅	起点
昭和バイパス		伊勢町	3	中央病院	野牛島	主な経由地
山梨大学医学		公園のボーツ	1	竜王駅	御勅使	終点
	_	+	_		+	+

十 十 十 十 十	十十十十十	刺 一 病	病		九石和	八 パ ス 敷	七	六口	五	梨
(営) (Z) (Z	当)	甲府駅	敷島(営)	院 敷島 (営)	石和温泉駅 (営)	ス 敷島 (営)	(営)	敷島(営)	昇仙峡滝上	梨医大病院
車車~十五所~解沢 一五所~甲舟	~ 十 五 所 ~ 鰍		営)~中央病院~御)~後屋~山梨医大)~山梨英和大学~)~駿台今井キャン)~御所循環~敷島)~竜王駅~昇仙峡	上)~グリーンライン	
ト 差 原 車 車	小笠原下仲町	甲府駅	敷島営業所	敷島営業所	敷島営業所	敷島営業所	敷島営業所	敷島営業所	敷島営業所	
	十 西 五 野 所	十五所	中央病院	後屋	山梨英和大学		御所循環	竜王駅	グリーンライ	
E R 思	中央病院	鰍沢営業所	御勅使	部附属病院	石和温泉駅	取台今井キャ	敷島営業所	昇仙峡口	昇仙峡滝上	部附属病院
		•								

Щ

梨

1
1/4

<u>=</u> + -	二 十	十九九河	十八	十七七	十六
忍野山中湖循環線	河口湖線	河口湖線	韮崎駅〜敷島〜甲府駅	韮崎駅~大草~甲府駅	韮崎~増富温泉郷
河口湖駅	河口湖駅	河口湖駅	韮崎駅	韮崎駅	韮崎営業所
野 平野 内	旭日丘	膳棚 旭日丘	敷島	大草	
河口湖駅	御殿場駅	御殿場駅	甲府駅	甲府駅	増富温泉郷

山梨県告示第四十六号

の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定(平成二十三年山梨県告示第五百六号)

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

表中十八の項を次のように改める。

十八 韮崎駅~敷島~甲府駅	
韮崎駅	
敷島	
甲府駅	

削り、二十五の項を二十の項とし、同項の次に次のように加える。 表中十九の項から二十二の項までを削り、二十三の項を十九の項とし、二十四の項を

	<u>-</u> + -
	忍野山中湖循環線
	河口湖駅
野平野	市立病院
	内
	河口湖駅

山梨県告示第四十七号

路の区域を変更する。その関係図面は、 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

> する。 所峡北支所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧に供

平成三十一年三月四日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

道路の種類 路 線名 県道 穴山停車場線

三 道路の区域

	韮崎市穴山町字宿尻四四三三至 韮崎市穴山町字宿尻四四三八5	X
	番三地先から	間
新	旧	の旧 別新
七・一八・六	七· 十四 一· 四	(メートル)敷地の幅員
		(メートル)

所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道山梨県告示第四十八号

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類 県道

路 線名 甲府笛吹線

三 道路の区域

一 四 五 ·	一 一 一四 · ⁽ 九	新	〒石禾田 へ石禾竺芥町三十三番 も
一 四 五 ·	七・一~ 七・八	旧	山丁小豆口字神月三 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
(メートル)長	(メートル)敷地の幅員	の旧 別新	区間

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、山梨県告示第四十九号 「の区域を変更する。その関係図面は、 山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 次のとおり道

所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。 平成三十一年三月四日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

道路の種類

二 一 路線 名 割子切石線

三 道路の区域

三六九・〇	九・三六二・九	新	50年一日万年一本上一
三六九・〇	九・三〜九	旧	記奪耶身延叮下田亰字一女山一二一番一分から『巨摩郡身延町下田原字沢田四一八番一地
(メートル) 長	(メートル) 敷地の幅員	の旧 別新	区間

山梨県告示第五十号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 まで一般の縦覧に供する。 設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道一般	種道類路
国	0
重	路
百三十九号	線
号	名
二八五八番一地先まで二八五八番一地先から二八五八番一地先から北都留郡小菅村字タンノカヤ北都留郡小菅村字タンノカヤ	X
カカヤヤ	間
八〇・〇	(メートル) 延
日年平成三月十二 三十一	期日開始の

山梨県告示第五十一号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 覧に供する。 設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道一 般 国	種道 類路 の
四百	路
土	線
三号	名
一○一番一地先まで 南都留郡山中湖村平野字新井 九五番一地先から 南都留郡山中湖村平野字新井	区間
五.	(メ メ 1
八.	ートル)長
年 三 月 四 日 日	期日開始の

山梨県告示第五十二号

覧に供する。 設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年三月二十五日まで一般の縦 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 次のとおり道

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県道	種道 類路 の
線山 北	路
元 山 中	線
湖	名
九五番一地先まで 南都留郡山中湖村平野字新井南都留郡山中湖村平野字新井南都留郡山中湖村平野字新井	区間
五	(メ メ
五 八 · 〇	トル長
年平成三十 三十 日	期日開始の

公

告

第四十三期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について

り、第四十三期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める 労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定によ

ので、公告する。

平成三十一年三月四日

山梨県知事 長 崎

幸

太

郎

推薦資格を有するもの及びその推薦方法

1 使用者団体

みに組織を有するものであること。 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、 山梨県の区域内の

Ш

梨 県 公

報

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番